

国立病院機構南京都病院における 研究に関する利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及び国立病院機構南京都病院（以下「当院」という。）等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、当院及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、当院の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的とする。

(利益相反委員会)

第2条 利益相反に関する審議を行い、利益開示を受ける委員会として、国立病院機構南京都病院利益相反審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、国立病院機構南京都病院利益相反審査委員会規程の定めるところによる。

(利益開示)

第3条 当院における臨床研究等の実施者は、院長に対し、当該研究にかかる利益を開示しなければならない。

2 前項の開示を受けた院長は、利益相反の管理に関する措置について、委員会に対し意見を求めることができる。

3 院長は、委員会の意見等に基づき、利益相反に関し、必要な指導、管理を行う。

(対象)

第4条 利益を開示すべき人的範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 臨床研究等の実施者及び関係者(臨床研究等の協力者(コーディネーター等)を除く。)

二 前号に規定する者の配偶者及び生計を一にする扶養親族(一親等の者に限る。)

三 前二号に掲げる者のほか、委員会が必要と判断した者

2 利益開示が必要とされる行為及び状況は、次の各号に掲げるものとする。

一 経済的利益 株式保有、知的財産、金銭的收入、借入、役務提供等(公的機関から支給される謝金等を除く。)

二 経営関与 役員、顧問等への就任等

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、委員会の意見を聞き、院長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 3月23日から施行する。